

犯罪収益移転防止法案とは

制度調査部
堀内勇世

ちょっとキーワード 11

【要約】

犯罪収益移転防止法案が、今年2月13日、国会に提出された。

現在、本人確認法や組織的犯罪処罰法で、本人確認や疑わしい取引の届出が義務付けられているのは、金融機関等である。

犯罪収益移転防止法案は、この本人確認などの義務を、ファイナンス・リース業者、クレジットカード業者、貴金属等取引業者などに拡大するものである。

「犯罪収益移転防止法案」とは？

今年の通常国会（第166回国会）に提出された法案。犯罪組織によるマネーロンダリング（資金洗浄）の防止やテロ資金対策のため、本人確認や記録の作成・保存、疑わしい取引の国への届出などを一定の者に義務付ける法律である（現在、別の法律で規定しているよりも、義務付ける者の範囲を拡大している）。

< 正式名称 >

犯罪収益移転防止法案の正式な名称は、「**犯罪による収益の移転防止に関する法律案**」である。

< 国会への提出 >

犯罪収益移転防止法案は、平成19年（2007年）2月13日に、国会に提出された。

< 概要 >

犯罪収益移転防止法案の主な内容は次のとおりである。

(1) 本人確認の義務等

- ・現在、本人確認法^(注1)に規定されている本人確認義務、本人確認記録の作成義務や7年間の保存義務などの規定を、犯罪収益移転防止法（案）に移動させる。
- ・それに伴い、**本人確認などが義務付けられている対象**を、本人確認法で規定されている金

融機関等に、ファイナンス・リース業者、クレジット・カード業者、貴金属等取引業者、弁護士などを追加して、**拡大**している。

(注1) ここでいう本人確認法の正式名称は、「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律」である。犯罪収益移転防止法(案)が成立すると、本人確認法は将来的に廃止される予定となっている。

(2) 疑わしい取引の届出

- ・現在、組織的犯罪処罰法^(注2)では、一定の犯罪行為から生じた財産などであるとの疑いや、一定の犯罪行為から生じた財産などを隠匿しようとしているとの疑い等があるときには、国に届出をしなければならないとされている。この規定を、二段階に分けて犯罪収益移転防止法(案)に移動させる。
- ・一段階めの規定の移動に伴い、**国家公安委員会**(警察庁の上部組織といえる)に**情報が集まる**ように改正している。
- ・二段階めの規定の移動に伴い、上記の**届出が義務付けられている対象**を、組織的犯罪処罰法で規定されている金融機関等に、ファイナンス・リース業者、クレジット・カード業者、貴金属等取引業者などを追加して、**拡大**している。(弁護士などは対象から除かれている。)

(注2) ここでいう組織的犯罪処罰法の正式名称は、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」である。犯罪収益移転防止法(案)が成立すると、組織的犯罪処罰法に定められている疑わしい取引の届出に関する規定は、将来的に削除される予定となっている。

< 主な施行日 >

この法律は、経過措置等により、何段階かに分けて施行されることになっている。主な施行日を示せば以下のようなになる。

平成 19 年 (2007 年) 4 月 1 日

- ・疑わしい取引の届出にかかる規定の第一段階めの移動。

公布の日から 1 年以内の政令で定める日

- ・本人確認義務などの規定の移動。これに伴い、本人確認などが義務付けられる対象が拡大。
- ・疑わしい取引の届出にかかる規定の第二段階めの移動。これに伴い、疑わしい取引の届出が義務付けられる対象が拡大。

< 犯罪収益移転防止法案の条文など >

犯罪収益移転防止法案の条文などは、警察庁のホームページに掲載されている。

犯罪収益移転防止法案の条文

http://www.npa.go.jp/sosikihanzai/kikakubunseki/bunseki9/20070213_1.pdf (執筆時点)

犯罪収益移転防止法案に関連する新旧対照表

http://www.npa.go.jp/sosikihanzai/kikakubunseki/bunseki9/20070213_2.pdf (執筆時点)